

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

名 称	第一福祉マネジメント
所 在 地	千葉県松戸市小金原4-29-9
評価実施期間	平成 28年10月12日～平成 29年2月14日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	昭苑保育園 (ショウエンホイク)		
所 在 地	〒285-0923 千葉県印旛郡酒々井町東酒々井1-1-70		
交通手段	JR成田線酒々井駅東口徒歩1分 保護者駐車場有		
電 話	043-312-4797	FAX	043-312-4798
ホームページ	きょうの保育室(ブログ) http://blogs.makusta.com/shoenhoikuen		
経 営 法 人	学校法人堀口学園		
開設年月日	昭和50年4月1日		
併設しているサービス	一時預かり保育、時間外保育 しょうえんこどもこそだてルーム(地域子育て支援拠点事業) 昭苑幼稚園		

(2) サービス内容

対象地域	印旛郡酒々井町								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	12	12	12	8	8	8	60		
敷地面積	539㎡(うち182㎡借地)			保育面積		420.40㎡			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	内科検診(年2回)、歯科検診(年1回)								
食 事	自園給食								
利用時間	月～金7:00～19:00、土7:00～17:00								
休 日	日曜日、祝日、12月29日～1月3日								
地域との交流	しょうえんこどもこそだてルーム(地域子育て支援拠点事業)								
保護者会活動	連絡委員会								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	12	6	18	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	13		2	
	保健師	調理師	その他専門職員	
			2	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	酒々井町こども課に書類持参、親子面接	
申請窓口開設時間	9：00～12：00、13：00～17：00	
申請時注意事項	特になし	
サービス決定までの時間	1週間前後	
入所相談	園見学随時可（要・3日前までにTEL予約）	
利用代金	各家庭の所得税による保育料、布団乾燥代300円（月額）	
食事代金	幼児主食代1,500円（月額）	
苦情対応	窓口設置	あり
	第三者委員の設置	あり

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省の保育所指針に基づく養護と保育 ・文部科学省の幼稚園教育要領に基づく幼児の教育 ・聖書に基づくキリスト教保育 ・モンテッソーリ保育に基づく年齢発達段階別の保育 ・主体性のある子、社会性のある子、創造性のある子を育てる ・子どもの世界のことは子どもの世界で解決する (子ども同士のトラブルに保護者は直接介入しない)
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・40年以上に及び昭苑幼稚園の保育の歴史と実績の上に幼保連携型の認定こども園として生まれてきた保育園であるため、乳幼児を長時間預かり、その生活を支える保育だけではなく、幼稚園のように質の高い教育を提供するように努めている。
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定員60名の比較的小規模の園なので個別対応が可能 ・幼児教育にも力を入れている ・となりに40年以上の歴史をもつ幼稚園があり交流できる ・保育園卒園後に利用できる学童保育（1～6年生）がある ・保育園就園前から利用できる子育て支援拠点（しょうえんこどもこそだてルーム）がある。 ・0歳児～小学校6年生までをほぼ同じ敷地でお預かりできる。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
理念・基本方針の実現に向けた取り組み
40年以上に及び法人が展開している幼稚園の幼児教育の実績を活かし、保育園でも3歳児以上の幼児に対しては幼稚園と同様の幼児教育を提供している。また、創設の精神にある「聖書に基づくキリスト教保育」により、子ども一人ひとりを大切に、他人への思いやりを育み、心豊かにたくましく未来(あす)を生きていく力を身につけられるよう、きめ細やかな愛のある保育が目指されている。それらを実践していくために、子供の生活リズムを大切に、健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境や自己を十分に発揮できる環境を整えて、質の高いきめ細やかな保育が展開されている。
食に対する総合的な取り組み
子ども達の食への意識が高まる様に、年間の食育計画による様々な取り組みが行われており、園庭で栽培・収穫された夏野菜やサツマイモや冬の野菜等を給食で提供しているほか、実際に食材に触れられる下ごしらえのお手伝いの機会等も設け、日常から食材への興味が湧くよう取り組まれている。日々の食事にも季節を感じるような配慮がなされており、行事食・リクエスト給食等、食育の重要性を感じられるような環境作りがなされている。ブログ内でも「調理室よりお知らせ」として、楽しそうに食事をする子ども達の様子や人気のレシピを調理過程の写真付きで紹介しているほか、喫食状況の報告も行うことで、給食への保護者の関心度も非常に高くなっている。利用者調査の「献立表やサンプル展示などで、毎日の給食やおやつの内容がわかるようになっていきますか」の設問では「はい」への回答が100%となる特筆した結果となっている。
保護者ならびに地域に対する情報発信を積極的に行っている
益々高まる情報化社会に先駆け、法人としてインターネット機能を活用したホームページとブログで利用者や地域に向けた情報発信が行われている。近年では園の概要や様子をインターネットで確認してから園見学に訪れる利用希望者も増えている事から、より分かりやすい内容で、園の取り組み等を配信することを目指し、ブログの活用による情報発信がなされている。「きょうの保育室」として行事や園外活動・製作活動の他、楽しそうな給食風景や調理保育の様子等、様々な日々の様子を写真付きで掲載することで保護者が子ども達の様子をタイムリーに確認出来るよう努めており、保護者からも好評が得られている。
様々な方法で利用者意向の把握が行われている
保護者からの意見・意向には、園として真摯に向き合う事が大切と捉え、投書箱「あなたの思いを聞かせてください」を常時設置するほか、行事アンケートや理事長へ直接意見・意向が届けられる理事長宛の封筒の配布など、様々な保護者の意向把握に取り組まれている。また、更なる取り組みとして、今年度より毎朝・毎夕、園長と職員がローテーションで計画的に門前に立つ「門立ち」を開始した。積極的に声かけや挨拶等のコミュニケーションを図る事で、保護者との親近感を深め、日常会話から意向の把握ができるよう取り組まれている。
独自のプログラムによる人材育成が行われている
法人全体の正規職員の人材育成のプログラムに、自己研修(夏期レポート)の制度を導入し、職員自らが必要だと思われる課題を見つけて取り組んでおり、保育の質の向上に繋がられている。特に特筆すべきは、経営層も含めた全正規職員が、レポートの提出をしており、集められたレポートを冊子とし全職員に配付している。他の職員が何を課題とし、どう取り組んでいるのかを客観的に把握出来るほか、法人が目指していることへの同調性を高め、姉妹法人に勤務する職員も含め職員同士のコミュニケーションの活性化にも繋がっている。

さらに取り組みが望まれるところ

保育所の役割を果たしていくための取り組み

職員が保育士として自覚を持ち、自己研鑽する意識が高まるよう、各会議等や日々の朝礼・終礼で課題等の把握を行うとともに振り返りや反省等の話し合いが出来る機会を設けている。また、職員一人ひとりに対し、必要に応じた研修へ参加が出来るよう努めている。今後、更により良い園として地域の福祉ニーズを担う役割を果たしていくためには、全職員が同一の目標と方向性に向かって取り組む意識を高め、質の高いきめ細やかな保育提供の維持向上がなされる様な組織としての体制構築が課題となろう。

人材確保の取り組み

子どもの健やかな発達への支援に向け、年齢に則した環境設定と人的な配置も充分整え、子ども一人ひとりへのきめ細やかな保育が目指されている。しかしながら現況として、業界全体での人員不足や国の待機児童減少対策として多くの新規園が開設されている社会的状況から、人材の確保が難しい状況となっており、園の運営に関して大きな課題となっている。ゆとりを持った人員配置を行い、安定した質の高い保育を維持していくためには人材の確保は必須である事から、人材育成・定着に力点を置きながら人材確保に向けたいっそうの対応が必要であろう。

理念・基本方針の共通理解に向けた取り組み

法人が40年以上にわたる歴史の中で継承してきた、「聖書に基づくキリスト教保育」に対しては、理事長からの講話のほか、毎日の朝礼・終礼で聖書からのメッセージを読み、法人の理念や方針を周知し、自分達が果たすべき社会的な使命について確認している。しかしながら、経験年数の浅い職員や非常勤職員に対しては、更なる理解浸透が課題となっている。聖書の教えに立脚した特色ある保育カリキュラムや行事を共通理解することで、人間関係の構築や職場環境の改善が行われ、ひいては安定した園の運営につながる事からも新たな取り組みが待たれる所である。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

今回の第三者評価において「キリスト教保育」、「給食室への満足度の高さ」、「ブログによる情報発信」、「さまざまな形での利用者意向の把握」、「独自の人材育成プログラム」などを皆様から評価して頂きました。一方で、少数ながら「園内の様子がわからない」との声が依然として聞かれ、園内をオープンにしていく取り組みがまだ不十分なことや、定員60名規模の園なので一人一人を大切にしたいと願いつつも、まだそれが目に見える形で評価されるに至っていない点など、今後の課題も浮き彫りとなりました。利用者からの回答や記述から課題としてあげられたのは、保育園をもっとオープンにしていくことです。昇降口で子どもたちの受け渡しをする園は、とかく閉鎖的との評価を受けやすい面がありますが、この点については①保護者の手間を省く、②園内の衛生環境の維持と感染症予防などの理由があることを保護者にしっかり説明した上で理解を求めていくことが大切だと思います。その上で、0歳児うた組については1・2歳児との合同保育における怪我や事故・トラブルを防止するため、保護者に園内の保育室入口まで来て頂きお迎えをお願いすることや、幼児組の連絡帳の記述の仕方を改善するなど利用者から要望のあった事項について随時、検討し、変更できるところは速やかに変更していきます。第三者評価の総合コメントの「さらに取り組みが望まれるところ」に記載された保育園としての課題は、園内の職員の育成や、職員同士の人間関係・コミュニケーションということだと受け止めます。第一に、全職員が同一の目標と方向性に向かって取り組むためには、園内会議や園内研修により保育士としての意識向上を図り、保育士としての誇りを持ちながら日々の業務に携われるようにしていきたいと思えます。第二に、ゆとりを持った保育士配置をしていくためには、採用活動の改善はもちろんのこと、在職中の職員の育成と定着を図ることに重点を置きます。そのためには、園内においてさまざまなことを相談しやすい環境づくりに努め、個々の職員の経験年数や問題意識に即した研修の在り方を考えていき、常日頃の働き甲斐を高めていけるようにします。第三の課題である共通理解による職場環境の改善や人間関係の構築については、職員の良い人間関係が安定した園の運営の土台であることを鑑み、普段から職員がもっと親睦を深める機会を意図的に増やしていきます。また、入園のしおりや保育者の手帳の読み合わせにより職場意識や人権意識の向上を徹底し、事前説明や事前周知の不足による行き違いをなくしていくことが課題と思われまます。今回の第三者評価で指摘頂いた課題を一つ一つ改善していくことがより良い園づくりにつながることを受け止め努力して参ります。今後とも宜しくお願い致します。

昭苑保育園 施設長 堀口義也

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目			
				■実施数	□未実施数		
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0		
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0		
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0		
		2 計画の策定	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0		
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0		
		3 管理者の責任とリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0		
		4 人材の確保・養成	7 施設的全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0		
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0	
			9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0		
			10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0		
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設的全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0		
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0		
			13 利用者満足の上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0		
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0		
		2 保育の質の確保	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0		
			16 提供する保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0		
		3 保育の開始・継続	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0		
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0		
		4 子どもの発達支援	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
				21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0	
				22 身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。	4	0	
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0	
				24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0	
				25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0	
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0	
				子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0
			28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。		3	0	
			5 安全管理	29 食育の推進に努めている。	5	0	
		30 環境及び衛生管理は適切に行われている。		3	0		
			31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0		
			32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0		
		6 地域	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0		
		計				129	0

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育園は、地域の保育に欠ける児童に対して、既存の町立保育園2園と同様の保育を提供するために町からの委託を受けて開設されている。そのため、町立の保育園に合わせ厚生労働省が示す保育所指針に基づく年齢別の保育プランとカリキュラムを基本とし、個々の子どもたちの発達段階を踏まえた保育サービスを提供している。また、法人の基盤は、地域において40年以上の長きに渡って運営している幼稚園であり、満3歳以上の幼児に対しては文部科学省の示す幼稚園教育要領に基づく幼児教育を提供したいと願っている。さらに、創設の精神にある「聖書に基づくキリスト教保育」により一人ひとりを大切に、そして次世代を担う子供たちが他人への思いやりを育み、心豊かにたくましく未来(あす)を生きていく力を身につけられるように、きめこまかい愛のある保育を進めている。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>法人の理念・方針はエントランスルームに掲示しており、毎朝の朝礼(職員礼拝)で「聖書からのメッセージ」と「児童憲章」を朗読し、理解を深めるようにしている。また、終礼や会議等でも同様に学びの時を持ち、共有化を図っている。4月の新学期研修、12月のクリスマス職員研修では、関連する二法人全施設の職員が一堂に会して、法人の理念・方針について毎年、研修している。また、園長自らがサービス向上へ向け様々な研修に参加しており、園を客観的に見ることによって課題点を見つけ、より良い保育に向けて取り組めるように働きかけている。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園前の説明会では「重要事項説明書」、「入園のしおり」に沿って理念や基本方針を保護者が理解できるように説明している。また、園と保護者の約束事について誓約書の提出をお願いし、全員から徴収している。さらに、毎月の園だよりや配布物の中で子どもの日々の成長を伝えるとともに、法人の理念や基本方針を伝えるようにしているほか、懇親会や各家庭との連絡帳のやり取りで保護者と子どもの成長の喜びを共有できるよう取り組んでいる。</p>	
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。
<p>(評価コメント)</p> <p>毎月開催の理事長・園長(姉妹園を含む)定例会議(内部監査)を行う中で、社会動向を踏まえた法人・園の課題を明確にして毎年度の事業計画書を作成しており、次年度の事業計画は毎年三月の予算理事会で審議承認される仕組みとなっている。毎年4月の合同職員研修の場において、理事長より事業計画の説明が行われ、全職員に対して周知される。事業計画には人事、財務、組織・制度、施設整備、保育、将来ビジョンと地域ニーズの観点から明確に書かれている。</p>	
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>当該年度の事業計画については4月の新学期研修時に理事長から全職員に対して直接、説明を受けている。各計画の進捗状況は、園長が現場の状況を把握し、毎月開催の理事長・園長(姉妹園を含む)定例会議(内部監査)の中で報告している。また、日々の保育については園長、主任保育士、職員がともに振り返りを行っているほか、行事に対しては、行事後の反省記録は主任保育士、園長が中心になってまとめ、それを事業計画に生かしながら園長が原案を作成し、理事長に提出の上、理事会評議員会で審議を経て決定している。</p>	

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>毎日の終朝礼で聖書からのメッセージを読み、法人の理念や方針を周知し、自分達が果たすべき社会的な使命について確認しているほか、保育過程の基本を守りつつ、課題把握をしており、その年度の保育プラン(年間指導計画・月案・週案等)や行事の種目・選曲等においては職員の自主的な創意・工夫を活かせるように取り組んでいる。職場の人間関係については日常の様子から把握し、毎月1回のクラス別職員会議により調整し、必要に応じて助言・教育をしている。職員の評価に関して客観的な評価を行うため、業績分配給支給前に年2回の人事考課を実施している。</p>		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>創設者が残した人としてあり方を職員の目に触れる場所に掲示すると共に、児童憲章を毎日朗読する機会をつくっており、子どもの支援にあたっての重要なポイントを確認している。また、法の基本理念など踏まえた服務規程を全職員に配布するほか、毎年4月の新学期研修、12月のクリスマス職員研修等で倫理及び法令遵守に関する研修を実施している。子どものプライバシー保護については、日々の保育の様子をインターネットのブログで公開しているので、気をつけるべき点については特に配慮している。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材育成方針が明文化されている。 ■ 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>人材育成方針としてキャリアパスの一覧表が作成されており、経験年数に応じた目標を定めてそれに伴う研修等についても計画が進行中である。また、職員の役割と権限についても、職務分担表を作成し、職員の役割・業務を明確にしている。クラス配置は職員の経験年数や保育力を考慮し、日々の保育に支障をきたさないよう経験者と未経験者をバランスよく組み合わせ、OJTによる人材育成が可能なように計画的組織的に配置している。職員評価については、全職員共通の人事考課の書式をつかっており、技能・性質・能力を項目として、正確さ・速度・勤勉さ・責任感・積極性・協調性・理解力・指導力・企画独創力を客観的に評価して、夏期・冬期の業績分配給配布時に各職員へ周知している。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
<p>(評価コメント)</p> <p>事務職員がまとめた職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、園長が定期的にチェックすることで、職員全体の勤務状況を把握している。また、日々の職員配置やローテーションについては主任保育士が中心となって立案し、毎月1回のクラス別職員会議において現場の意見を聴取して、必要に応じて改善をしている。休暇申請は園長に提出され、育児休暇の対象になる職員がいる場合は取得を進めていく方針である。リフレッシュ休暇等については園の運営に支障のない範囲で励行しており、私学共済に加入している職員は私学共済の総合的な福利厚生を利用できる体制となっている。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>キャリアパスによる中長期の人材育成計画があり、経験年数に応じた職種別、役割別に能力基準を明確にして、職員一人ひとりに対して、個々の目標と課題が達成できるように研修参加の機会を設けるなどの支援している。経験年数の浅い職員や新任保育士に対しては、具体的な仕事を通して、必要な知識・技術・技能・態度などを計画的・継続的に指導できるように、園長及び主任保育士、保育経験・育児経験のある職員が日々の業務の中でOJTとして指導を行っている。また、毎年、法人独自の夏期研修を実施し、聖書に基づくキリスト教保育の理解を深める取り組みをしており、全職員にレポートの提出を求め、二法人合同全施設職員レポート集を作成している。</p>		

11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) 子どもの権利擁護について、職員の理解が深まるように朝礼で「児童憲章」、終礼で「全国保育士会倫理綱領」を朗読している。また、職員による不適切な対応が行われないように組織的に日々、振り返りや反省をしているほか、保育室にビデオカメラを設置(乳児室は音声付)して、日々の保育士の言動について確認ができるようにしている。朝の受け入れの視診・問診で家庭内の虐待の有無もチェックしており、町福祉課の人権推進室の担当者と随時、連絡をとり虐待または虐待が疑われるケースに迅速に対応できるようにしている。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) 個人情報の適正な利用と個人の権利利益を保護することが、事業者に求められていることから、園が決めた個人情報保護方針を「入園のしおり」、保育園のブログのチラシ等に掲載・事業所等内に掲示し、職員・利用者(保護者)に周知している。職員に対しては個人情報保護規程を策定し、個人情報の保管・管理等について、会議等を用いてその重要性について伝えている。また、実習生、職場体験を受け入れる時は、オリエンテーションを行っており、写真撮影は学校の先生に限定し、在園児の顔が明確に写らないよう注意事項を伝えて、プライバシーの保護に配慮している。		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 年2回ほど利用者からの希望により30分程度個人面談を実施している。面談には、園長、主任保育士、担当が対応し、内容は児童票に添付している。また、保護者が園で行われている保育に対して、どの程度満足しているかを把握するために、投書箱「あなたの思いを聞かせてください」を常時設置し、内容によっては投書内容に対して文書で回答するようにしている。また、行事についても必要に応じてアンケートを実施して、行事に対する利用者の満足度の把握に努めている。さらに、理事長宛の返信用封筒を毎年度2枚保護者に配布し、直接要望等を発信してもらおうシステムも用意している。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) 苦情処理体制の周知を目的として、第三者委員を園の行事に招待して、保護者に紹介するなど、両者が直接顔を合わせる機会を作り、第三者委員による苦情や意見の解決についての周知を図っている。また、入園のしおりに、苦情等対応窓口及び担当者が明記されているほか、苦情処理体制の周知のおたよりを配布している。掲示板にポスターの掲示もしている。苦情や要望については、必要に応じて個別に話をする機会を設けるほか、門立ちで保護者とのコミュニケーションを図り、その中で苦情や意見を集約するようしており、内容を所定の書式にて記録し保管している。		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント) 保育については日々反省するべき部分について記録をとり、その後に生かすようにしている。保育の質の向上については、保育過程の見直しも含めて行うようにしている。また、行事は、以前実施したときの記録から反省部分を踏まえたうえで、今年度の行事を企画してよりよい行事運営を目指しており、終了後は、職員会議や保護との連絡委員会にて振り返りを行い、行事後の保護者によるアンケートも踏まえて、課題の発見・改善に努めている。		

16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的実施している。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>その年度の在籍園児の構成によって業務の手順等が変わるので、業務の基本や手順がすべて明確にマニュアル化されているとは言えないが、昨年度の園だより・カリキュラム・行事の反省記録等を基本的なマニュアルとして活用している。また、朝の会、帰りの会、お誕生日会などマニュアル化が可能なものについてはマニュアルを作成し、日々活用している。マニュアルは、見やすいように項目別に分けファイル形式でまとめられており、必要があれば職員会議等での反省を生かし随時変更しており、全職員に対し周知を図っている。</p>		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>入所希望者に対しては3日前までに電話予約をしてもらい、園での活動の様子が良くわかるように、食事、午睡の時間を避けて、10:00または15:30開始としている。同法人の「地域子育て支援拠点事業」しよえんこどもこそだてルームの利用者に対しても、月1回3組までの見学会を、合同対応という形式で実施している。見学時には園長や主任保育士が対応し、利用者の質問には可能な限り回答しているほか、パンフレットを渡したり、ブログの閲覧を案内したりしている。</p>		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園が決まった場合、入園前の入園説明会にて「入園のしおり」を配布し、それにしたがって、理念や保育方針、保育内容や基本的ルールについての説明がなされている。その際資料には、表やイラストを使用し、できるだけわかりやすいように配慮している。園児の受け渡し、園児同士のトラブル解決法、薬の投薬などの基本的ルールについては、誓約書を提出してもらうこととしている。保育に関する保護者の意向については、入園申請書の写しを保管し、各担当が把握するようにしている。</p>		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育課程には保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれおり、養護と教育の観点から保育の内容に言及しているほか、健康支援、環境・衛生管理、保護者・地域への支援、研修計画、安全対策、事故防止、自己評価を含めて、様々な視点を網羅している。さらに、学校法人が設立した保育園として、幼児は幼稚園と同レベルの教育を目指す保育過程を編成している。これらのことについて、共通理解が得られるように、作成にあたっては全職員が参画し、協力体制のもとに保育プランを作成している。</p>		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>幼児組は学期ごと、乳児組は前期と後期に分かれて年間の保育プランを作成し、それを月案、週案、日案に反映させて、日々の保育を進めている。保育過程を理解していないとその後のプランに影響を与えるため、担当保育士が、どの時期に何をすべきか(ねらい)、その理由(根拠)と方法、保育内容の判断基準があいまいなまま保育を行うことがないように、園長と主任保育士が指導している。月の終わりには各クラスでその月の保育内容の振り返りを行い、翌月に活かす取り組みとして記録を残すようにしている。3歳児未満については、個別指導計画と個別記録簿を作成して、個々に合わせた保育計画となるようにしている。</p>		

21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>幼児組が使用する園庭、大型遊具は、幼稚園と共有のものもあるが、玩具は、数は多くないが独自に備えられている。7:30～8:30、16:15～19:00に行われる合同保育や時間外保育の時間帯は、子供が自由に遊べる時間帯となっていて、子供が主体的な気持ちでかかわることができるように、遊びのコーナーで好きな遊びをするなど、活動の選択の機会を与えている。日中の保育は一斉保育、自由保育、異年齢混合保育など、さまざまな形態の保育が行われているが、割合としては、一斉保育が多く、総じて、カリキュラムに沿った保育が行われている。なお、乳児用の園庭については、保育園に隣接した専用の園庭がある。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>野菜、サツマイモの苗、ひまわりの種を園庭に植え、収穫した野菜を給食室で調理してもらい、給食、行事、おやつとして食べたり、次の年に向けてひまわりの種とりとったり、チューリップの球根を植えたりと、自然に親しむ取り組みを行っている。また、今年度より移動動物園に来てもらったり、子供たちと一緒に幼児組で亀とカブトムシの幼虫を飼育するなど、生き物と触れ合う機会を設けている。散歩や行事などでは、地域の方と交流できるように、近隣の商店街に声を掛けるようにしている。また、地域のボランティアに月2回おもちゃの修理をしてもらっている。秋には避難訓練を行っているが、消防署の人が来て、お話をしてくれるなど子どもたちがふれあいを有する機会を作っている。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子ども同士の関係をより良くするように、毎日の朝のお集まりで様々なお約束をして一日をスタートしている。また、乳児の場合は、トラブルの多くが噛み付きやひっかきになることが多いため、保育士による敏速な介入を行っている。言葉が出始めた乳児には、できる限り言葉によるコミュニケーションを促し、子ども同士で解決できるように援助するため保育士が仲立ちをしている。幼児組では、食事前のお祈り当番、亀のえさやり、畑の水やりなどの当番活動を設けることで役割を果たすことの達成感や満足感が得られるようにしており、食事をランチルームで一緒に取るなど異年齢の交流は自然な流れで行われている。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>発達に関して気になる園児のために、「気になる子への援助」等の研修には、職員が順番で参加している。保護者から相談があった場合には、専門機関による個別相談などを利用できるようにポスターを貼り情報提供を行っている。また、クラス会議を月1回行い、気になる子どもに対しての情報共有と保育の方向性について検討を行っている。保護者と園だけで抱え込むことなく、行政、小学校、保健センターなども連携を保っている。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>朝の時間外は1階保育室を2つに分けて乳児と幼児を分けて受け入れ、帰りの時間も16:00以降は1階保育室を2つに分けて乳児と幼児を保育しながらお迎えを待てるようにしている。特に朝の受け入れ時は、時間とともに子どもの数が増えていくが、子供たちが安心・安定した環境で過ごせるように努力している。また、引き受けの時には、子どもの様子を視診しているほか、早番から遅番に対して申し送りについても専用のノートで職員間の情報共有を行い、お迎えの時に保護者に報告している。</p>		

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>春5～6月、冬の1～2月に希望する保護者に対して個人面談を実施している。また、クラス別の保育参観を実施しクラス全員に出席してもらうように働きかけている。日中の保育で何か変化があった場合は、担任は保護者に対応する前、あるいは対応した後に、必ず主任保育士、園長へ報告するとともに、指示を仰ぐようにしている。また、0歳児から2歳児までは連絡帳にて毎日、3歳児以上は、週1回程度は、保護者と連絡を取るよう決められているほか、ブログにて保護者向けの情報発信も行っている。就学前には、町の教育委員会、各進学先の小学校と連携し、保育要録を送付しており、就学前検診の結果を踏まえて、特別な支援が必要な子どもの保護者とは個別に面談を行っている。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>内科検診は年2回実施し、子どもの健康に関する園医の指導を受けている。また、登園時の受入れで、体温、怪我による傷跡がないか等の確認をし、子どもの様子を把握することを毎日実施している。また、降園時には一日の様子や怪我等の報告を行っており、子どもの一日の様子は日誌に記録して残している。なお、怪我・事故については、専用のノートに記録し、全職員で閲覧できるようにしているほか、週1回は園長が確認するようにしている。虐待の疑いがある子どもについては、随時職員からの報告を求めている。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育中の発熱については、37度台で施設長に報告、38度台で保護者に連絡をして、医療機関の受診を促すこととしている。基本的には症状が悪化する前に保護者に迎えに来てもらうようにしている。また、持病がある子どもについては、かかりつけ医からの診断書を提出して貰い、園で投薬が必要な場合は処方箋と投薬依頼書の提出を求めている。感染症対策としては、日ごろよりクレベリンによる空間除菌を実施しており、万が一感染症が発生した場合には行政に連絡するとともに、情報の開示のため保育園サーベイランスに情報を入力することとしている。さらに、事務所の一角に医務スペースを整備し、救急箱を各教室に設置して救急に事態に対処している。吐しゃ物の処理については研修を受講し、保育現場にフィードバックするとともに、専用のエプロンや手袋を設置している。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>食育計画を保育の計画の一つとして位置付け、姉妹園の食育計画などを参考にし、年間計画を作成している。園児が育てた野菜を調理してもらったり、給食室で仕入れたトウモロコシやさやえんどうの皮むきを園児にお願いするなどの取り組みは毎年継続している。食物アレルギー対策としては、入園時の保護者による申告により把握するとともに、除去食で対応し、誤食防止の観点から、個別のトレーを使用するようにしている。乳児の誤嚥防止のため、のどに詰まりやすい食材は避け、ミニトマト等は必ず食材をカットするようにしている。アレルギー対応で、学期ごとにアレルギーであったものが食べられるようになったかどうかの確認をすることを検討している。</p>		

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>施設の衛生環境に配慮し、子どもや職員には手洗いの励行を徹底させ、衛生習慣を大事にする取り組みが行われている。手洗いについては、手洗い歌を取り入れている。また、環境を常に適切な状態に保持するために教材・教具の整理整頓を行うようにしており、昼礼に出席した職員が園内を清掃している。特に0歳児が使用する玩具については、日々専門の消毒液にて消毒している。感染症発生時には園児が触るドアノブや机、椅子、玩具なども消毒を行っている。エアコン・加湿器のフィルターは月1回清掃しており、同時に使用状況について記録している。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事故発生時のマニュアルを作成し、職員への周知徹底に努めている。救急救命の講習には全員が順番で受講できるように研修計画を策定している。また、事故発生後は再発防止策を、該当職員、主任保育士、園長で検討し、その結果を情報として共有するように努めている。外部からの不審者進入防止対策として、玄関にカメラつきインターホンを設置するほか、警備会社と契約している。保護者が園内に立ち入る場合は、保護者証をきちんと確認して入園を許可しており、首から下げてもらう様になっている。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>避難訓練は毎月実施しており、特に11月については、消防署の協力を得ながら、大掛かりな訓練を実施している。また、台風で暴風雨警報が発令された場合、利根川決壊による中川氾濫による洪水を想定して情報収集を行い、園児の安全が確保できるように行動をしている。また、地震による建物倒壊を想定し、震度5以上の地震の際には、所定の場所に避難するようにしている。万一のときのための備蓄品も充分備えており、消費期限が近づいたもの(缶詰のパンなど)については、おやつの時間に試食している。保護者への連絡方法として緊急時に全園児にメール配信するシステムがあり、テストを兼ねてお知らせ等を配信することもある。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>行政より保育園が子育て支援拠点事業を委託され、「こどもこそだてルーム」を運営しており、保育園とは別のスタッフが子育て支援パートナーを務め、保育園に関心を持つ保護者に対して園開放や園見学希望者への対応をしている。「こどもこそだてルーム」から発信する一時預かり等の地域関連情報には、保育園の主任保育士や栄養士が情報提供にあたって協力している。また、地域との関わりと連携体制を構築するため、園外散歩で近隣商店街の方と交流を持つ機会があり、プレゼントをして感謝の気持ちを伝えていくほか、交流を広げるための働きかけを行っている。</p>		